

札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、令和6年3月6日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び株式会社市川造園（以下「乙」という。）が締結した星観緑地の管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第17条5項の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 原協定書第17条に、次の1項を加えるとともに、原協定書第17条第3項から第5項を1項ずつ繰り下げる。

3 乙は、第1項の管理費用とは別に、別記3「賃金水準スライド条項」に基づき算定した下記の費用について、第2項に定める支払金額に加算して請求するものとする。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
—	144千円	144千円	144千円	144千円

第2条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この改定協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和8年 3 月 2 日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市東区伏古14条3丁目13番10号

株式会社市川造園

代表者 代表取締役 市川 秀

